05 法務省 非予算(特区·地域再生 再々検討要請).xls

管理コー!	要望事項 (事項名)	該当法令等制度の現状	越充接 家 随遠 程薬に 現る規 制の符章 外の名者 名名 名名 名名 名名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の対分類		再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」 の見直し	「措置 の内 容」の 夏返し	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェク 提来事項 提 ト名 管理番号	楽主体 名 都道	府県 制度の所管・ 関係府省庁
0520010	外国人単純労働者における企 業内転勤の一部自由化	在留資格「企業内転動」を申請 するがは、人は、申請に係る転換 があるが、機能にあるを結束 出入国管理及び諸民誌 には解析して「企業内転動の在 に対して、企業内に動めると に対して、企業内に動いて表別 に対して、企業内に動いて表別 に対して、企業内に動いて表別 に対して、では、 に対して、では、 に対して、では、 に対して、	国内に本社があり、外国に現地工場を有する。 果において、外国、単純労働者の国内等業所 への企業内転動の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及り無民認定法の企業内転動においては、高度な技術者等のみの在習資格を認めているが、これからは水温人の食質な事態予能をでは表現をと、国内に一定条件のもとに治外注象的で表す。人の表質な事態予能をでは、現場事業所で与月以上散発した者に対して、国内事業所の成就動を原則自由化するべきである。企業が国内と生産規定を能やシアナオーシェビより、流温コストの利潤に国内での資産投資及び返送金が入れません。	8	「企業内転換」は企業の国際化の進展に行い、企業における人事展別による 外型人の受入れの必要性を指定よ限けられた在資資格であり、この間面を追 脱工、外面で物金を展用、本所に総合せてお動物内容を耐って必要 潜に従事させることは本業上の単純労働者の受入れにつながらおそれが多 り、そのようだ理解制理を展することは国際である。 1・皿 本件要型の固菌は、研究者が関で受入れが認められている専門的・技術的な 労働机で力能力に対していまったとは関策である。 労働机で力能力に対していまった。 対象を表し、相来的に支が関いで対して、対象があり、のは要のからなのを がありまった。 対象を表し、相来的に支が関いで対力にと関することであるから、国民的コンセ ンサスを指さえて、関連に対応で必要があるというが姿面の基本プロセ ウストの場合とである。 リ、これと明らかに矛盾する政策を特区の中で実施することは不適当である。			С	Ι-Π			1 0 0 1 0 1 0	人 青森	果 厚生労働省
0520020	行政書士の「代理人としての内 毎証明無便作成・送付業務」の 明確化	弁護士でない者は 報酬等を得る 弁護士法第72条、第77 実第3号 はならない。また、その達長者に は割が得される。	行政者士が「代理人としての内容証例無便性 成・選付事務」を行えることを、有権解析その他 の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書土法第1条の3第2号行政書土が作成することができる契約その 他に関する最初を代理人として作成することにより、行政書土法代理人として保育証明制度 また法で深したり、各土法法行政者主法、司法書土法、非理士法、保証主法との理意から は土法で深したり、各土法法行政者主法、司法書土法、非理士法、保証主法との理意から 行われた。ところが、行政書土の「代理人として内容証明制度作成・近代業務」は予算土法 行われた。ところが、行政書上の「代理人として内容証明制度作成・近代業務」は予算土を 行政書五とが「代理人としての内容は可能が同っまる。 「大学者」と「代表」として「公本力」に対している。 「大学者」と「代表」として「公本力」に対している。 「大学者」と「代表」として「公本力」に対している。 「大学者」と「代表」としている。 「大学者」と「大学者」と「特別、「大学者」と「特別、「大学者」と「大学者」と リ、行政書土法や行政書土倫理等により倫理に関する担保もなされている。	t c	弁護士法第72条が無責格者による他人の法律事務への介入を禁じている 趣習は、そのような行為が当事者その他関係人のの利息を譲収に、法律秩序 を書する方を打めあるかってある。の問題から対すは、最格な資格を決しますべき 設けられ、かつ、その服務の課を選正な基づかための必要な規模に基すべき 設けられ、かつ、その服務の課を選正な基づかための必要な規模に基すべき の問題が適性のよれた非理とかが実施を持ち行うことは、十分な合理と、必要 したがあると考えられる。 の要型の行程表としての内容証明解使件派、送付業務」が具体的にいかな ものを指すのか明らかではないが、仮に、非盟士法第72条のが主体事務」に は、大学の事態を受けるという。 を表している。 を表している。 を表している。 またが多に関する法律専門知識、他力を必需を必要するとされる。した がますが実施している。 は、まなり野に関する法律専門知識、他力を必需を必要する場合を表される。した がますりませ、同程を必定を対象をとなることは相当でない。	お提案主体からの意見を踏まえ、 病度検討し、固答されたい。	2003年度立の改正弁護士法72条に「ただし、この法律文は他の全権に別号の 定めがある場合は、この限りでは、」 対し、「他の法律」でも主義に行政を 士法、司法者は、非輩注法、規等士 士法、司法者は、非輩注法、規等士 十名、名士業を全主義に基立いてする 行政になった。 「他の法律」とは、「他の法律 にのなる。 「他の法律」となった。 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律」 「他の法律 「他の法律」 「他の法律 「他の法律」 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法律 「他の法 「他の法 「他の法律 「他の法律 「他の法 「他の法 「他の法律 「他の法 「他の法 「他の。 「他の。 「他の。 「他の。 「他の。 「他の。 「他の。 「他の。	c	原間帯のとおりである。ちなみに、平成16年の弁護士法改正により、非弁護士(非弁護士法人)による法律 ・特別扱いの取締がの例がとして、特益士法前ア2者に打し着けての法律に別様の定めがある場合として 1 の 3表行うの設備を受めるがませた本人の関係を入念的に整理したものにすぎず、解核法律専門職者が 行い得る業務行為の範囲を拡大したものではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度も 割し、回答されたい。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかか わらず内容証明観覚作成業務を行っていた。「弊作 他のなる法律事が記されていた。」「解作 他のなる法律事が記されていた。」「解作 他のなる法律事が記されていませれる。 は成業者が表した。」 のは、「他の事件を合ことはいうまでなる。 選出を全間にして知識でもることは様式を含む。」 「他の事件として知識でもることがまた場合は、行 の事と会間にして知識である。と前「後の1第5号の 書」は「別男」ののでドレンのと 書」は「別男」ののドレンの 書」は「別男」ののドレンの 書」は「別男」ののドレンの 書」は「別男」ののドレンの 書」は「別男」ののドレンの 「計画」を「別界」を「別界」を「別界」を「別界」を「別界」を「別界」を「力をしていた。「別界 別規模が成業的を行えるようによったと解析であ のできる。「別界」を「別界」を「別界」というにより、「日本書」 「別界」を「別界」を「別界」というにより、「日本書」 「日本書」というにより、「日本書」というにより、「日本書」 「日本書」というによったと解析できる。 「日本書」というによったと解析できる。 「日本書」というにより、「日本書」というによったと解析できる。 「日本書」というによったと解析できる。 「日本書」というによったというによったと解析できる。 「日本書」というによった。「日本書」というによった	1 0 1 5 0 2 2	人香川	県 法務省 法務省
0520030	行政書士の「紛争性のない契 お神格で現業務」の明確化	弁護士と第72条。第77 日前で他人の法律事件に関する 実第3号 は本様を影り扱うことを表して はならば、また。その達反者に は前割が料される。	行政者士の「紛争性のない契約情報代理業 を「京政書士は七斤改書士は契約の情報の 代理者しくは媒介を行い、君しくはこれらに関う 合相限に応じることを乗とすることができる。」は 規定する。	2001年成立の改正行政書土法第1条の3第2号「行政書土が作成することができる契約その 他に関する書類を代理人として存成することについて、行政書土地名所管する総容の有 権権限として、国際契約代理を行い場合との意となったので書うされるではないが、行政書 土が集務として、取物代理を行い場合との意味を含まるのであると様まれる。1(総界者有故謀 土が集務として取り代理を行い場合との意味を含まるのであると様まれる。1(総界者有故謀 ・ 国際日が安心して行政書土に日参性のない、契約時間代理業務」と技術できるよう、行政書土 法に「毎中性のい、契約時間を発見と復居するであ。 上書者が総外省の「特別解釈と言葉することは様行為である。 人間を分か認外者の特別解釈と言葉することは様行為である。 が、仮に「毎中性のない、契約時間代理業務」が停車である。 が、仮に「毎中性のない、契約時間では業務」が停車は法第27条の規則が異なる。特別対象で、再度土地台、業務とすると、司法以終料目に次浄学はなく、弁理土は一様である。		が議士法第72条が無害権者による他人の法律事務への介入を禁じている 企画は、そのような行為が事務者への他国権人人の利益を構なり、法律秩序 企画は、そのような行為が事務者への他国権人人の利益を構なり、法律秩序 を設けられ、かつ、その職務の関連措施で及事行のよめの要支払機能に繋すべき ものとされるなど、法律専門家としての能力が・倫理的指係を図るための諸額 の指数が続いたれ手建立が法律事務を行うことは、十分な合理性 という はがあると考えられる。 はがあると考えられる。 では、大学を受けるでは、は、当該業務については、法律事務の限 変して果として行うよりを発するのでもいか、低に、規制を定しては、契約の 優によっている。 優により、日本の大学を受けるのであるとから、個区に法律分別を 信人の利害に対しているという。 個人の利害に対しているという。 他の人の利害に対しているという。 他の人の利害に対しているという。 他の人の利害に対しているという。 に対しているという。 は、日本の学者に対しているといるという。 は、日本の学者に対しているという。 は、日本の学者に対しているというないるといるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるといるないるというないるといるないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないると	白提案主体からの意見を踏まえ、 病疫検討し、固治されたい。	当談要選は、「弁護士法第72条が規制 対象としているのは、「動か性のある法 別が、「動物性のある法 制に規制対象がである。」との更解に 立っている。 この更解が圧しいのか、法務省の見解 を伺いたい。	С	原回答のとおりであるが、一般値としては、御指摘の規約終終代理が弁護士法第72条に規定する法律等 年に関する法律等第二該当する場合には、弁護士又は弁護士法人以外の者が当該代理を集とすることが 禁止されているところである。	右接案主体からの意見を踏まえ、再度を 制し、闘者されたい。	当該要望は弁理土は第72条が規制対象としていいいが新年でのより場所は企業者の明確化を が新年でのより場所を構造性のようでは、 だきたい。 が新年の本の対象対象がである。は各様には出るいでいた。 特別の登度がない場合、第20年の計画は、2、年 業に表面72条の規制対象がである。1代等計序総数 総裁制度、20年の規制対象がである。1代等計序総数 第20年の表面が、20年間、条件末半上が12年では12年では 年上のか、この定解により年間と年度に非常を計画 規模された。 出版要望の「紛争性のない規制対象とすると、「営業の自 由」を使置することとなる。	:	人 香川!	乘 法務省
0520040	平和巡礼特区	出入国管理及び難民歴 短期間の税免 講習 または会合 定法第2条の2 出入国管理及び難民服 調素 はたついては、在資資格「版 定法施行規則第3条 調素は、きからしている。(在 質期間は最ま90日)	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を 深めることを目的とするような競別目的で表が 国へ入国する場合には、90日以内の「取用湯 在というな世界情が認められたことに伴い、 場合には、全面資格が認められたことに伴い、 平和湯出しという特別な石質格(で置即間 平和出土体等了まで)を規定し、その際、査証は 免給とする。	文件世學。	D	 「早和体験学習」を目的とした入園・在留は、新たに特別な在留責格を設けなく でも現行の在留責格「短周滞在」により可能である。 	右提案主体からの意見を踏まえ、 有度検討し、回答されたい。	本理楽園由を単なる「提売目的」「平和 体数学者」と提えられてのご開来であれ は、大きに解析で、接着側は「活成 島を名表は、世界の平和の登場をする ための「平和道上部所 HROSHMA」とあり、日本 リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C	接来の内容は、「平和巡礼都市 HIROSHBMA ブランドの確立」を図る目的で、既存の在留資格「短騰滞在」 の活動に競当する活動を「平和巡礼」という新たな在留資格として別個、創設を求めるものと思われるが、 出入国管理及び難民思定法上、同種の活動について複数の在留資格が存在することは予定されておらず、 このような指置を講することは困難である。	右提集主体からの意見を踏まえ、再度も 対し、図答されたい。	まず、再検討要請に対する個常「平和流札」という 新なな在職者格して労働に倒診を求めるものと 思われる「は、美型自体が正英サマン・プリリ、世 界早和の収集から現行の観定を物能して、別価に 観診を求めるしてなく、在職資本が助として、 していく規制機能の発動です。「全証は労働ととい は、日本のではなく、日本のではなり、日本の は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のです。 はたロジマの使用によりは「日本のです。」とは、日本のです。 現」に関する建設的提着と柳堪解頂をたいのです。 現」に関する建設的提着と柳堪解頂をたいのです。	1 0 2 7 3 E 0 0	ールド・ ース・セ 広島 シマ	県 外務省
0520050	医療ビザの解設	要が国で治療等を受ける目的在 人間する外間人については、左 人間する外間人については、左 度は第2名の2 世人国管理及び難民歴 定法施行規則第3条 で定法施行規則第3条 で定法施行規則第3条 で表述をして、これを認めるなど、例本 の事情に応じて、柔軟に対応し ている。	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に三 るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設 し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難反認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、 類期滞在ビザを申削し、90日間の定置が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な 消療が行えなが、アスもある。 高度療性を必要とするが国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端 時が温度機関性を影かする場合、機査から治療、固値に至るまで十分滞在できる量征(医療 と ザ)を制度、過速に発症できるが1まずる必要がある。 (分象となる機構関) 一定の条件を消たすとして国の認定を受けた医療機関 (3) 内機健手術や粒子線治療などの未帰医療を実施していること 2) 医療達剤などの外国人受け入れ体制が整っていること	F	治療等を受ける目的で発が間に入間・在留する外間人については、在留資格 「知期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した 第合き念。規引法令の下で対の電化であるが、前板長機制、甲毛を受用 田 18日間間決定によいていいからご医療滞在亡が上を設置し、表証・倍留資 特の散光を開催化して減回数。期間等を学力がようにされていることから、現行前度でおかてきない又は不便が生じている等の具体的事例を踏ま え、対応策について検討を進めて参りたい。	回答で「検討を進める」としている が、結論を得る時期、実施時期に ついてお売し願いたい、併せて、名 接集主体からの変見を溶まえ、回 合合れたい。	関係団体より、「人道的見地から、外国 人患者が日本国内の危害機関を受 診する場合、検査から治療、固定工 さるで滞在できる経験を描述しています。 を表現した。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般では、 一般である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	F	□ 培養等を高ける目的で我が国に入風・在留する外国人に係る在留資格の取扱の明確化については本年度 中に検討し結論を得ることとしている。			1 0 3 0 1 0	摩県 兵庫	果外務省
0520060	「投資・経営」、「技術」、「人文 知識・国際業務」の在留資格を 有する外国人の際への長期在 留資格の付与	出入国管理及び難長認 定注第二をの二、第七 ・名の大乗を受ける配換者で表 の、五 の、五 の、五 の、五 の、五 の、五 の、五 の、五	成長産業分野であって資本金1億円以上の本 社設型外資系企業について、電電資格(投資 整定) 技術 J. 人工知識、脳原素的16年するが 設施 助 J. 追加する。 あり、追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経 済活動が活巻で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら次企業は物域経済に 天と、省等するなか、とりかけ、成業事業を展開する企業制度は、今後の連絡系の発展に これた成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営等的展促とも期間に含む、高度 なよ材の護性が、対国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済機や中屋開始には 必果不可欠である。いかかる高度人材の機の在留が認められたことを誇る人、当地域にとっ で開程度に重要であるが国人経済者が、親の間値で、との影が構造されてある。 で同程度に重要であるが国人経済者が、親の間値で、人民が保護している。 で同程度に重要であるが国人経済者が、親の間によど表があるかである。 本をよれた事態の差数を手を定義しに加えることを求めるものである。 をそれたす経営者等が、親の位置関関が増蓄となり人国を断念しないよう規制機和を求める ものである。	С	「鈴涛・福書」、「扶終」、「人文知器・周暦書稿」の在書資格を有する外国人の 部については、歌郎として移転の受える歌葉といっていないことから海外的事 情がある場合を診察。北海ので電を記めていないとこからあ。 1 - 国 1 - 国 1 - 国 1 - 国 1 - 国 2 - 国 3 - 国 2 - 国 3	回答で「親の帯同について検討する」 あたしているが、結論を得め等 に内容、方面性でいって示す。 ことして、表面に向けて前向性とは が基本体からの意見を含まえ、再 変検計し回答されたい。	政府の「新成長職務」(H22.618期間決定において、開展で来解析に扱わた が出人に対し、バイン制を導入しました。 人間便等制度上の優温制度に関心的 相外を導入するとされており、このから も検討するとのよってある。したかって、 や後、これら、成長産業分替で が後、これら、成長産業分替で が後、自然のでは、一般では、一般である。 が表していている。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、一般である。 は、自然のでは、自然のである。 は、自然のでは、自然のである。 は、自然のでな。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然のである。 は、自然ので	С	ポイント制を選じた高度人材の出入国管理上の販売措置については今年度中に検討し結論を得ることとして (18年間については、イバーションと割い付加価値のあるサービス等をあみ出すなど、我が国外関係的 実力を促進していくであり、根、規工に消除支充・制や者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、(定額年 労生工・情報通信分学等の分析者など。高度支持、専門助政技術者する「高度等」があり持つ人材、(定額年 労生工・情報通信分学等の分配を含む、とは参加をより、行うでは、同じ、「で見」、資格「加度」(研究等 規定など分別の特性」にいて定り、10円、10円、10円、10円、10円、10円、10円、10円、10円、10円	右提案主体からの意見を踏まえ、再度も 対し、図答されたい。	本英望において対象を「資本金」信用以上にした のは、やみくなは特別面の拡大を避けるため、 定以上の開催の差を多意情によりもであり、 本人について、最の場所に対象に対象に対象に対象 意人について、最の場所にあるに特別の対象とす。 またについて、最の場所にあるに特別の対象とす。 法書稿におかれては、ポイント報を選した需要、 は、監督とせるようので、ものもの、無数別を は、監督とせるようので、からが、無数別を 素別の管理があるかを全業人について、親の帯 同が実現するよう取り組まれたい。	5 0	摩県 兵庫!	県 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区·地域再生 再々検討要請).xls

管理コー	· 要望事項 (事項名)	該当法令等 制度の現状	拡充提 拡充提 接 速 機 高 の 特 間 間 音 の 号	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の 指 分類		再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」 の見直し	「指置 の内 春Jの 見画し	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェク 提来ト名 管理	事項 提來主体 #	都道府県 電	引度の所管・ 関係府省庁
0520070	一般ビザ(文化活動)について 在留期間の延長と収労を可能 とする規制報和	収入を伴わない学術上若し 収入を伴わない学術上若し 収定集第2億の2 出入国管理及び資料部 文注第2億の2 出入国管理及び資料部 の指導を行い着しくは禁 に 定注施行規則第3条 に に に に に に に に に に に に に		伝統と文化に模さした京都の食文化や京料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいない分類人も増加にており、日本料理プカデモーでは、日本料理を広代銀列に書きするため、海外の料理人の文芸等にあり、現代を大学と、日本料理では、世界に書きずるにある。 第40 の		在留資格「文化活動」の在留期間は一年又は六月とされており、在留期間の更新に可能であることか。現行制度においても2年程度の在復址可能であ る。なおり文化売助は拡対することがでは、な理機であり、本外原在中 の整度文件や在電水気を確認する必要があることから、最後の在留期間が 地方、「文化売助」の在留資格に上述の急り返することができない。在留 は、「文化活動」の在留資格に上述の急り返することができない。在留 は、「文化活動」の在留資格には当しない。 本邦の企私の問題との周囲界制りに多ついて裏形に従事することを過じて決定 や知能を持ずる活動や行る対象にあって、最初に関することを過じて決定 や知能を持ずる活動や行る情報を対しては、世級美質」の理論なれて決定 でなり、支入れ機関と返出、機関の関係を選手による構造など、管法令に 定める受料を満たした上で、自該制度の活用を検討されたい。	枯損薬主体からの意見を踏まえ、 再度検討し、回答されたい。	技能楽習は、発展途上国等の人材育的 や技術を配名支援を目的とする前間で が、海外は場合したお様態度で設定 した。日本年間度で設定 した。日本年間を一般が、アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター・アーター		人管法は在留資格制度を採用しているところ、行おうとする活動の内容に応じて付与される在留資格は、就 労資格と制助労資格とに協知されており、就労資格として規定されている在留資格を付うされなければ、就 労活動を行うことはできない。 対力を設定している。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	本理案にあるように、日本料理の修得につ で、在資資格 技能実際により効分した。 が必修得することが可能であるのか、回答 されたい。 様せて、石資業主体からの意見を踏まえ、 構度検討し、回答されたい。	日本文化修得という在園港格「文化活動」の創設を 自主本件提集の目的と合意するが、実際の意効を また。日本料理の海外への急切な発化や電力は、 これ、日本料理の海外への急切な発化や電力は、 たことである。 海外料理人が7口の原理人として日本料理信で就 労するには、「技能」、「技能実面」等の在留資格で 大きなな動物があり、現代では受人和園性な 化について、現在事就労費格に区別される当該資 体について、設可能とするい多性機能を求め が、その実更が国数は場合、他の在個資格の事件 銀和中新たな在間費格の創設等、今後の検討の 可能性等について見速しを示されたい。		特定非常 利活助法 人日本料 三一、京	京都府 法	法 務省
0520080	外国人弁護士のライセンス認可 によら日本でのビジネスモデル (か別法事務弁護士事務所の 法人化)	外国において弁理士となる資業 有する時は、新たに、存居を経験さ されることなく、法務が民による、 原を受け、かつ、日本弁理士達 会に備えるり服工事務所建立。 第二十年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	選及 選及 は は は は は は は は は は は は は	接行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の接 供与可能としているが、外国法事務所限士は、法人組織により、法律事務を提供することが 所えれているが契权の中、近年では、課理士分別基本解析理士との提供のもい、信息して 関係を構造するの差性が該当っており、現行物度では、弁理士とが国法事務所理士でが組合 によって共同して法律事務を提供することが持たされている。未の事ましたの一、法人組織 によって共同して法律事務を提供することが持た。というは、法人司事事、日本の一、法人組織 によって、現行制度は、非難士及び外国法本等条件提びの自由と活動環境を十分に確保し 、ためってなく、その制度の協業を整備することが、対国法事務并提出なりが国法本務 特殊主が共同して法人相談によりは、事務主を提供することができるように、非難士及りが国法本務 特殊主が共同して法人相談によりは、事務主を提供することができるように表人組織によりま 存金がたことができるように規制権を実施することができるように表人組織によりま が表土が共同して法人相談によりは事務を提供することができるように表人相談によりま がましていた。との制度は一の存成と対しても、大きな国の非常生の存保に おいても有効であり、大阪市がすすめる海外企業の誘致に対しても大変有効な条件となるも のである。	F	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法を正すべきであるとの内外の運送が寄せられていることを認定人、温客を設立日本弁理士金を会議し、非常なのを引き、非常を考す機成される外国弁理士制度研究会を設置した。この外国外生制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が扱いませんから、弁理工及び外国法事務予度工の業務に関し、次の2つ法人制120分配と乗用を建立のかが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供、2月後上文が国法等新学館工のが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供、2月後上文が国法等新学館、対大川工程を収入し、法律サービス全級の提供を目的とする法人制度 供を目的とする法人制度	結論を得る時期、実施時期等につ	現在、国においては「国際戦略総合特 区(後称)の創設が打ち出され、本市 (本格)の創設が打ち出され、本市 (本格)の創設を打ち出され、本市 (本格)の創設を打ち出る。 (本格)の創設を対している。 (本格)の制度を対している。 (本格)の能力の能力を対している。 (本格)の能力の能力を対している。 (本格)の能力の能力を対している。 (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)の能力を (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本格)のを (本を (本 を (本 を (本 を (本 を (本 を (も (内閣官房が分 類「F」に該当し	I 現在、法務省では、平成21年12月に取りまとめられた外部弁護士制度研究会の提案内容に沿った法制化の検討を行っているところであり、できるだけ早期に副会への法案提出を目指している。			原是戦略四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二)))))))	大阪府 法	漆省
0520090	国際コンペンション関係者の出入国手続きの信素化・案内の 光美	国際会議等への出席者にい は、会議等の主任者等から 宜供与依頼などにより、事 参加者の 一般の人表し入して、 を加きの情報を受けたして、 を対したして、 のの時期 に応じて協時専用レーン・ できました。 では、 できまれた。 できままれた。 できまななな。 できまなななる。 できまななななな。 できまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	クライス できる	大規模な国際会議の接致にあたっては、安人態勢の一環として国際空港でのゲートから市内 の意場・信泊施設までの迅速・快適な誘導が求めれる。 特に規制区域である空港の別者ゲートから入国警害・規具核査場など人国までの誘導が必 支とされるが、地勢知者の誘導のための人的危運が認められていない状況である。 構造改造特征の第11次程業において、国際金融等の出席者への必要に応じた臨時専用レー 川の設置よの提出により、国際金融等への出席者については、金融等の主権者があらい が表現しました。 一般では、大型などのでは、大型などのでは、大型などの表現を表現して、 の を受けることとする。 しされた。 しかし、国際金融の誘致にあたっては、臨時専用レーンの整理などを誘致の段階でPRできな ければ効果がない。また、大規を記録を結婚を表現し、つの整理などを誘致の段階でPRできな ければ効果がない。また、大規を記録を設備と検討するとはは国籍である。 このことから、大規模な国際金融であっては国体等のより、日本では「日本では、日本で このことから、大規模な国際金融であっては同様のおり、日本では「日本では、日本では、日本で と内容の完実がパインとよっており、制度化を行くない。日本は不利になっては、一分置な いたは、発達のからし、大を記書するを表現を表現、現実などは特別な手機を終いていまれます。 からには、発達のからし、大を記書するを表示るが、民間などは特別な手機を終いていまれます。 からには、発達のからし、大を記書するを表示るが、民間などは特別な手機を終いていまれます。 からには、発達のからし、大を記書するを表示るが、民間などは特別な手機を終いていまれます。 をとなるように制度化が必要である。	D	制度の形状に記載の通り、国際会議等への出席者についての部件専用レーン等の秘密については、基務多人国際電路長通道で平200年月25日建発を人国際電路登前線の分割によりを参加入国際電路通道をれた別と、直接が近ければ収集者自参が一般レーンに並んで、しまったも考えられることから、数数本の分割や1回転専用レーン等でのようという。 国際変を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であると考える。2		海外産業養素については、利用する 海外産業養素については、利用する 可能である人制能区域内への変形が、 理格である人制能区域内への変形が、 対する関連である。これで規模 が参加者の利用する超空金柱が多枝 にこれたり、航空場合者による が一かが必要となる。シスガル間密コン たってはこうしたサポートが大規模図の にはこうしたサポートが大規模図の にはこうしたサポートが大規模図の は数に撃れることが、 利限区域の遺跡で乗れることが、 利限区域の遺跡で乗れることが、 利限区域の遺跡で乗れることが、 利限区域の遺跡で乗れることが、 利限区域の遺跡であれることが、 利限区域の遺跡であれることが、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D E	素内者の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その 場合において実内者によるレーンへの確実な誘導があれば、入国書査時に必要に応じて臨時専用レーン等 差別付ることは可能である。			成長戦略拠点特区)))))	大阪府 法	法務省
0520100	国際コンペンション関係者の出 人国手続きの簡素化・案内の 充実	素員・美家以外の者の入園 集等の立。外閣屋図への立 は、関係を持つら、財団の一 供与機制に基づき、支持の受保 出入園管理というでは 圏で認められているものとえ	全食 食食 の原具検査場への立ち入りに対して許可を求 、範	しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできな ければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国	С	立入制限区域への立入りの司否の判断は、航空保安 出入国管理など 一 の必要から設けられているものと来知しており、立入制限の緩和を制 度化することは適当ではない。	右接案主体からの意見を踏まえ、 病疫検討し、闘者されたい。	准外重要覆客については、利用する総 定会社の立人制限区域件への案件が 開存できるが、5802012のような大型 構な国際コメベンションについては、海 サーラ加省の利用できるが、5000分割で におたり、施工会社が、4000分割で ではこうしたサポートが大規模国際コイ ベンション接近ののインセンティン を対しては、アンボールが、2000分割で を対しては、アンボールが、2000分割で ではこうしたサポートが大規模国際コイ など、1000分割である。シンガポールが をしているとして、1000分割で 関が電子は、2000分割で 関が電子は、5000分割で に、1000分割 に、1000分割で に、1000分割 に、10	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国 一 股会議等の送迎のための立入りについては、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保を前接に個別に 検討することとされているので、事前に関係省庁に相談いただきたい。			成長戦略強迫特区) う う っ 大阪市))	大阪府 財	技務省 技務省 出土文通省
0520110	個人が所有しているエコボイントと問題品を持起等 を交換するエコボイントと問題品を持起等 を交換するエコボイントの制設を正当化する特別法の制定	刑法185条, 187 製	第16次指示改革特別に無市境病者が取得 みのビジネス特別のスキームによって立意観 したビジネスギがのフェームによって立意観 回路さずべて立法化助に適量との回答 あった。ゆえに今名の意向に沿うためにも立 化を回り、政府が求める時に温を化的止去よ 経済活性化を推進されたい。	■ 1 は、	С	構集、富くじの条売等については、利法により目前が定められているところ、当 当行為を正当化する特別立法については、法務者が構想的に決計する主体 ではないものの、いずれかの者が下さいで本事をは必行為を正当とする法 様を立案することとなれば、その内容について、法務者が個別に当該省庁と の協議に応じる用意はある。			c	I			エコポイント宝(じ)	総法 法 経国 環	秘格省 格名 格洛定 英 文 立 连 立 省 省 省
0520120	小規模金融構造改革特区	○アクセス自由な小規模金 神の部段(1)について 利息制限法第1条 起表元本報に応じて年1制 から2割とかさおり、から 利息制限法第1条 出責の受入れ、損分。 近金利率の取締けに 関する法律第5条 対金利率の必分に対し、 対金制をいるが、関する法律第5条 対のの受入れ、関する法律第5条 対のの受入れ、関する法律第5条 対のの受入れ、関する法律を 利率の設備と認かでいるし、 対の関するとなられ 対ののであるでも 対のであるでも 対のであるでも 対のであるが、関する法を を制定の定となる 対し、少値 知解を認めているし、 がのであるでも がのであるでも がのであるでも 対のであるとなる。 対のであるでも がのでも がのでも	版和 ■ 1年以内の資付・上限金利 32 29% ● 14年以内の資付・上限金利 32 29% ● 14年以内の資付・日本の 20% ■	い。 ②問題点: 設量規制に抵触する資金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず 不要な確認に結びつく可能性がある。 (海泉美、選売業力があると認められる場合は、設量規制の対象外とする。 (海泉美、選売業者の利便性を集める。 (1)(2)共選 (3)(2)共選・(1)(2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		中請者である大阪府の意見・考え方を絶取した上で判断することとしたい。	理案主体からの意見・考え方を踏 終末た上で、混せかに検討を行 い、回答されたい。		c	のアクセス自由な小規模金融市場の創設(1)について 利息制限法に基づ公舎利規制の在り別については、経済金融情勢や貸付けの実情等の諸紋の事情を語 まえて検討する必要があるところ、平成18年の利息制限法改正に際しては、提案のような少額・短期の仲 例金利を認めるべきとの意見も存在したが、多重機務問題の解決に運行するものであるなどの理由から採 用されず、回面に正くる利金の開催法は本場の1月日に指行さればかいである。 上型の地域は上は、提来のようが開始による本場の1月日に指行さればかいである。 上型の地域は上は、提来のようが開始にはます。別日に指行さればかいである。 の根料・国わる影響の要型は特益を制度にはなじます。別のは関本であると、このような利息制限法 の根料・国わる影響の要型は特益を制度にはなじます。別のは同じまである。 の日本に一型から影響のとは特益を制度においてあるが、以下の回曲から、本理本を認めることは不過音がある。 はは、社会である。別によれば、大阪何では、他の認識用として、企業を対しましまが表している。 はなる一般を利を至り、2%に引き上げること等を求めるものであるが、以下の回曲から、本理本を認めることは不過ぎるある。別によれば、大阪何では、大阪内に本格を関立を表している。 は、大阪内に本格をでは、大阪何では、大阪内には、大阪内には、社会の対しても多も、ルトしたがら、本理 本では、大阪内に本格をできるを表すが多いことから本部第二とかどからってもら、ルトしたがら、本理 本では、大阪内に本格をできるまである。 は、大阪内に本格をできるまである。 は、大阪内に本格をできるまである。 は、大阪内におりたび、大阪内には、大阪内には、大阪内には、日本のは、大阪内によりから、大阪内によるをを全 者を優遇することとでり、建設と関本であるを表するとのまで引き下げ、環境 表していると同じまないである。 2、そももも、「資金集の機構等の一部を立にする法律(「平成22年6月18日施行) が、出資法の所質対象金がを、年29。2分から利息を開発して議会であるとのまで引き下げ、環境 がある。 ことと目のとしたものである。これかから下は、東本を生めるとは、多種者発制的の解決を使み入した。 ととなるが、その必要性・合理性も認められて、また前側の適用範囲を縮小することとなるが、その必要性・合理性も認められて、また前側の適用範囲を縮小することとなるが、その必要性を見ている。	提案主体からの意見を踏まえ、回答され たい。	○特区授業は、本有実態調査の結果等を踏まえ、 深数に開始が発在化する懸念が強いことから、から提案としたのである、こ男様は、技術論・制 度線に実施するものであり、大変検念。 の世界大学は、多量の形式問題につきましても、 他リチの立動から開設機能と強化し、教験を確実 ・地がよび、大変をはない。 他リチの立動から開設機能と強化し、教験を確実 ・地が上記しました。 他リチの立動から開設機能と強化し、教験を確実 を表してある。 他リートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルートルー))))))		被融行 搭名 序

05 法務省 非予算(特区·地域再生 再々検討要請).xls

管理コ	・ド 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提 素限 提条の 接条の 特別の に 表 のの 高 号 の 名 等 の 名 等 の る 条 の る を の る を ら る ち る ち る ち る ち る ち る ち る ち る ち る ち る	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の 指 分類		再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置 の内 等の 見置し	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェク 提案事項 提案主体 都道府県 制度の所管・ 日本 管理番号 名 関係所名庁
0520130	大規模コンペンション参加者 の人国サポート等の制度化	^_	国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの記 は、会議等の主催者等からのに 京供存在記とより、本の 等のが開発を受けたよど、国際者等の情報を では、日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは、日本のでは、 日本のでは 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので	(1)国際コンベンション関係者の出入国審査に	り現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ名国・地域では、大規模な シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ名国・地域では、大規模な 国際コンベンション参加者について、機能から入国手帳を書差場までの案内者の配置、書を 手続きの専用・一の管理などを実現し、スムースな人間をサポートすることで、国際シンメンション誘致の重要な原理としているが、我が国では、こうした事故の指置かられていない。 無書改革条甲の裏がは授業によれて、国際会議等への出席者については、会議等の支援者等からの 管定性与失婚などにより、事前、主の場合・参加人数、人国時間等等の情報を受けた上で、 財産会社によるレーツへの確実な活導があれば、人国際差許の会になるまに応じて協時専用レーンの設定などを記さしより、事前、生めい場を受けたとして、 サータを投げることでも考ったされているが、協時専用・一の受証などを指数の月間で存在することは「教験の集が得らなします。」を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D	制度の設状に記載の遇り、国際会議等への出席会についての場所等用ルーン等の設置については、法等を入国管理販長達賞(平泉20年2月26日8初名 大規模な人国管理販管在第800年)に以場を持て入盟管理販に選達されておりまでに 空会社す制度を北下いる。なお、送路時等月ルーン等は比入国管を搭載されるものである。また、誘導がなけれたは広衛自身が一般レールとなってしまったも考えられることから、経業かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するに あたっては、航空会社による誘導が必要であると考える。	な国際会議においては「航 すべての協力を得ることは あり、地元関係者による が必要」との提案主体からの 踏まえ、再度検討し回答さ	海外重要要常については、利用する就 定会社に立入制限区域内の案内を用 では、立入制限区域内の案内を用 の国際コンペンセンとでしてては、規模 参加者の利用する秘密会社が多域に かし、航空を対すべての協力を得る ことは困難であり、地元関係者によるサ はこうしたサポートが大規模開始コンペー はこうしたサポートが大規模開始コンペー はこうしたサポートが大規模開始、立入制 数に取り組むわか関連したその実践 取り組むわか関連したその実践 原区域の設計を発しており、加口は 取区域の設計を対しており、加口は では、対した規点から、立入制 原区域の設計を対しており、加口は では、対しては、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	D	案内者の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その 場合において案内者によるレーンへの確実な誘導があれば、入国書室時に必要に応じて臨時等用レーン等 を設けることは可能である。			1 0 6 6 6 7 7 0
0520140	大規模コンペンション参加者 の人国サポート等の制度化	^ -	乗員・乗客以外の者の入園審査 場等の立入制限区域への立入号 は、限係者にあつき、制定を使 供与反動にあつき、制定を使 出入間管理と一支簿のないとう意のない。 で記あられているものと釆知 している。	Sibos2012等大規模コンペンション参加者の人 国サポートのための空港規制区域内への案内 者配定人民国著法等専用レーンを る制度の創設 (2) 国際コンペンション関係者の誘導のため、 到着ケート等へ人を配置することについて	①現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C	立入制限区域への立入りの可否を判断は、航空保安、出入国管理など 右接承金 の必要から設けられているものと 景知しており、立入制限の緩和を制度化することは適当ではない。		海外重要責客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を明 中できるが、Sicoの2010点となび大規模外 中できるが、Sicoの2010点となび大規模外 等加速のが用する配空会社が多線に わたり、航空会社が多線に わたり、航空会社が多線に から、銀空が大力を開発を にこは日間壁であり、地元関係者によるウ にこうしたサポートが大規模国際コンペ にこうしたサポートが大規模国際コンペ にごうしたサポートが大規模国際コンペ で展表ので表現を表示しており、Miccist にごうしたサポートが大規模国際コンペ で展表ので表現を表示しており、Miccist が望まれる。この上、程台から、立人制 例区域の直音を視なわない方常とし て、制限区域の直音を視なりない方常と で、制限区域の立入者の責格明確 など、事前手検索を整備することによ り、制度の実現を図られたい。	С	立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国 一 股金護等の送迎のための立入りについては、航空保安、出入国管理及り密輸取締の確保を制接し個別に 株計することとされているので、事前に関係者行に相談しただきたい。			1 0 0 5 次版府 大阪府 財務省 0 7 1
0520150	商業・法人会記業務の行政省 士への開放	享 司法書士法第3条 第 3条第1項 第78条	司法書士会に入会していない司法 書士女は司法書士法人でない者 は、登記に副子法人でない者 別等。書類作成業別及り相談業別を ままた、連長者によ判罰が料され る。	企業や市民が、行政書士に許認可申請や定 該議事経行成業務を依頼した際に、そのまま の忠北で行政書士/簡単、会配申請任金 を行政をようのに、で頂きたい。 書き、おいまして、「預きた」、 改憲・研究を、法人を記を行うことができる旨 を明文化して頂きたい。	政府は、現在の不況を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしておりますが、現実には、司法書士による登記申請の強占がネックとなってしまい、その施策・法改正が ・	C	急犯申請者を作成するに当たっては、急犯申請者の記載が容やら付書売の 用容が解除法令部(合数するものであり、当該急犯申請が抵抗的で可能なもの であるかどかか整定し、事務する能力が資格者代理人には必要とされ、高度な 専門性が実めわらも「決意主は、美して特別手様や定数件は発を行っ ていることから、行政者士にも病事・法人登記が行えるとの主張であるが、そ もそも、特別事業がも必要とされる知道と海療・法人登記が与えるとの主張であるが、そ 1 とされる知識とでは、実まされる能力が全が向らかのである。よって、行政者士 の代理を実として行るる他力は違っていることは無常よることにでき、行政者士 立が病事。法人登記予経に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者 であると認からないは、と、登記の申請の手段がソーライル申請へあらか言 かにかかわらず、行政者士が当該手様の代理を業務とすることは相当ではな い、			C	1			1 0 6 9 個人 海賀県 法務省 1 0
0520160	豊記事務の地方自治体への 管	移 法務省設置法第4条第1号,第18条第1項	法務局及び地方法務局は、法務 記 省の所需率務のうち、第4条第 21 毎に掲げる。 務)を分享する。 務	企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスでき、かつ、現在の途路局間違の予算を削減し 地域主体を指生するため、登型事務を逃路局 から地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。 〇 ナンライン化の進んだ限在では、参配についても他方自法体が管理し、非務を行うことが 行政の態素化・合理化に買する。(そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記 が、その自治体でなく、脳の近先機関である法人間の官籍である。との方が平合理である。) 〇 昨今の法務の政務者により、近におった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報 にアクセスレにくなってしまった現状も解決できる。 〇 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源受譲に買する。 〇 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。	1	登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の模幹を支える制度であるため、固が維持管理すべき制度である。この発記制度のうち不動産登記制度を は、国民の重要な財産である不動産にコッセ、その物理的投資と特別関係を 明確にし、取りの変を変化された。国主指導、機関やの資素が高の基礎 をある。このものでは、自然では、自然では、一般では、自然では、 このは他と素別内容を明らかにして、取り限序を維持する制度であり。国家運 室の基本をなしている。 このように、国家運営の基本をなす登記率務については、国の重要な政策 課題の実現に当たって、その意画な業間が主義にながら頻度を開し、ある いな見渡す必要があることか、国が企画、立案から素育株付まで一貫して担 うなことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。			С	1			1 0 6 9 0 2 0